

授業料制度について

1 制度の概要

公立高等学校では授業料を徴収しておりますが、国からの授業料支援制度として「高等学校等就学支援金制度」があります。支給要件を満たされる方は申請し認定されることで、授業料に相当する額の「就学支援金」が支給されます。(全生徒の約9割が該当しています)

「就学支援金」は学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てられますので、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

なお、支給要件を満たしている場合でも、申請がない場合は授業料を納入していただくこととなりますので、ご注意ください。

2 就学支援金の該当となる世帯

保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、30万4,200円未満の方
(年収目安約910万円未満の世帯の方)

【算定式】課税標準額(課税所得額)×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 保護者(親権者)ごとに上記算定式で算出した額の合算で判断します。

※ 生活保護を受けている世帯の方もこの制度の対象になります。

※ 小・中学校における要保護・準要保護者を対象とした就学援助制度とは異なる制度です。

3 就学支援金の該当とならない世帯

毎月授業料を納入いただく必要があります。

授業料の額 月額9,900円(年額118,800円)

納入期日 4月および5月分:5月15日に5月分の諸納金との合計額を口座引き落とし

6月分以降:毎月15日に口座引き落とし

(15日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)

就学支援金申請期間中の授業料の徴収は、猶予されます。

そのまま認定された場合、猶予期間中の授業料は就学支援金により充当されますが、不認定となった場合は、猶予された期間の授業料について、一括納入をお願いいたします。

4 就学支援金の支給期間

在学期間中4回申請が必要です。

※ 課税所得や調整控除については、市町村役場で発行される課税証明書に記載がない場合があるため、可能な限りマイナンバーによる申請をお願いしております。

| | 1回目 (入学時) | 2回目 (1年時) | 3回目 (2年時) | 4回目 (3年時) |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 支給期間 | 1年生4月 ~1年生6月 | 1年生7月 ~2年生6月 | 2年生7月 ~3年生6月 | 3年生7月 ~卒業まで |